

平成 29 年 11 月 10 日

株主の皆さまへ

大津市浜町 1 番 38 号

株式会社 **滋賀銀行**

取締役頭取 高橋 祥二郎

第 131 期中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 11 月 10 日開催の当行取締役会決議により、第 131 期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりますのでご通知申し上げます。

敬 具

記

当行定款第 42 条の規定にもとづき、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中 間 配 当 金 1 株 に つ き 金 3 円 5 0 銭
2. 効力発生日（支払開始日） 平成 29 年 12 月 8 日（金）

以 上

中間配当関係書類のご送付について

「中間配当金計算書」および「配当金振込先ご確認」のご案内（口座振込ご指定のない方には「中間配当金領収証」）は、きたる 12 月 7 日にお届出住所あてにご送付申し上げます。